

### 留意事項

- 1 第1次配分の対象者（別紙1「2 対象者及び配分額」の表の「2 住家被害」）は、原則として第2次配分で追加した項目（同表の「3 住家以外の建物・物件被害等」、「4 その他の被害」、）の義援金を受け取ることはできません。  
また、第2次配分で追加した項目に複数該当する人も、1つの項目しか受け取ることができません。  
ただし、同表の「1 人的被害」、「5 公的支援の対象となり得るものの自費負担等」については、他の項目と重複して受け取ることができます。
- 2 第1次配分の申請をした世帯と人的被害の配分対象者は、改めて申請する必要はありません。市が確認後、支払手続を行います。
- 3 第1次配分で、床上浸水、一部破損、床下浸水（土砂流入）の対象となった世帯には、11月末までに床上浸水50万円、一部破損25万円、床下浸水（土砂流入）10万円を支払う予定です。これについては通知は行いません。
- 4 第1次配分の申請をしていない世帯、第2次配分の追加項目の対象者は、申請手続が必要です。